

ペットは生き物ですので、引渡し後の買主都合による返品・交換はできません。

5. (子犬の引渡し日、引渡し方法)

引渡し方法 : 手渡し
引渡し日時 : 2015年5月1日 13時頃
引渡し場所 : ブリーダー犬舎
備考 : なし

引渡し日時等に変更の必要が生じた場合、売主は買主に事前通知する事とします。
尚、上記未定の場合は、詳細が決定次第、売主は買主に通知する事とします。

6. (契約の成立)

当契約は、買主が本契約内容に同意し、必要事項の入力をした上で、「契約締結ボタン」を押下した段階で成立する事とする。

7. (違約条項)

下記の通りの違約条項を定めるものとします。

契約成立後の買主都合による契約解除について

本契約成立後に、買主の都合により契約解除を希望する場合。買主は如何なる理由であれ、売主に対して売買代金総額の5割相当の違約金を支払うものとします。

買主が支払い期日までに売買代金総額の決済を行わない場合

買主都合による契約解除と見なす事とします。それに伴い、買主は売主に対して、売買代金総額の5割相当の違約金を支払うものとします。

売買代金総額決済後の買主都合による契約解除について

売買代金総額決済後の買主の都合による契約解除はできない事とします。また、売主に対して支払い済みの代金の返還を求めない事とします。

契約成立後、引渡しまでの間に生じた、売買する生体の成長に伴う変化について

引渡し前に、本契約書に記載のない欠点や健康上の問題が見つかった場合、売主は必ず買主に通知の上、詳細につき説明する事とします。その場合買主は、本契約の解除ができる事とし、売主へ支払い済み代金全額の返還を受ける事ができるものとします。

免責事項

- ・治療の必要性のない、成長による変化(嘔み合わせ・食糞・顔立ち・毛色やサイズの変化等)
- ・駆除できる寄生虫の判明。
- ・治療の必要性のない軽度の症状(そけいヘルニア・でべそ等)

売買する生体の引渡しりが困難になった場合について

売買する生体を引渡しできない事態が生じた場合、売主は本契約を解除のうえ、受領した全ての金額を買主へ返還する事とします。その際買主は、全額返還以外の如何なる保証も売主に求めない事とします。

8. (買主の責任)

買主は、売買する生体について、以下の責任を負う事とします。

引渡し直後の生体が輸送の疲労や環境変化によるストレス等により、体調に急変を起こしやすい事を自覚し、生体の様子がおかしいと感じた場合、または飼育上不明点がある場合は速やかに売主に連絡しその指示に従う事とします。

引渡し後の生体の体調管理に全責任を負う事とし、体調不良の場合は、適切な時期に自己負担にて獣医師の診察・治療を受けるものとします。

9. (売主の責任)

売主は、売買する生体について、以下の通りの責任を負う事とします。

・死亡時の保証について

引渡し日を起点として、死亡保証を行います。死亡の原因により保証内容が異なります。尚、売主は保証適用後6ヵ月間の調査期間を有し、不正が発覚した場合は、買主に対して損害賠償請求ができるものとします。

感染症（混合ワクチン系（パルボ、ジステンパー等））の発症で死亡の場合
引渡し日を起点として7日の間に獣医師により発症が確認され、当該疾病が原因で死亡した場合、獣医師の死亡診断書(原本)の提出(死亡日を含めて3日以内必着)を以って、生体代金の全額返金、又は代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内に提供）するものとします。

先天性疾患・遺伝性疾患による死亡の場合
引渡し日を起点として、30日の間に先天性疾患・遺伝性疾患により死亡した場合、獣医師の死亡診断書(原本)の提出(死亡日を含めて3日以内必着)を以って、生体代金の全額返金、又は代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内に提供）するものとします。

注意事項

獣医師発行の死亡診断書に、死因が「先天性疾患または遺伝性疾患」である旨の記載が必要です。

免責事項

- ・ 先天性に脆弱な生体や疾病等のリスクのある生体を買主が予め了承の上購入した場合
- ・ 売主が契約時に説明していた事項、特記事項として買主が了承した事項について問題が顕在化した場合
- ・ 予防や治療方法の確立されていない新種の感染症による場合
- ・ 体調不良等の問題が起こった際に速やかに売主に相談せず、若しくは相談時の指示に従わなかった場合
- ・ 買主が適切な時期に獣医師の診察・治療を受けることを怠った場合
- ・ 買主、飼育者等の飼養方法の誤り、過失、故意による場合
- ・ 低血糖、誤飲、誤食等、買主の管理不行届き、不注意による場合
- ・ 死亡原因が不明な場合
- ・ 天災、火災、交通事故に起因する場合
- ・ 外傷及び不可抗力で発生した怪我及び、それらを起因とする場合
- ・ 伝染病予防のワクチンを接種していない場合、もしくは適切な時期に接種していない場合
- ・ ワクチン接種を起因とする場合

- ・去勢・避妊手術に起因する場合
- ・医療事故（麻酔事故を含む）や医療過誤に起因する場合
- ・買主以外からの保証請求
- ・買主名義以外の銀行口座への支払請求
- ・保証請求に際して虚偽の申告があった場合
- ・ペット以外の目的で飼養されている場合
- ・連絡先変更の通知がなく、連絡がつかない場合
- ・国外での死亡、及び国外からの請求
- ・保証期間外での死亡、及び請求可能期間外での請求。

・先天性疾患等が判明した場合の保証について

引渡し日を起点として、30日の間に先天性の異常等、日常生活に支障をきたし今後の飼養が困難である疾患と立証された場合、二箇所以上の獣医師発行の診断書（原本）の提出、及び子犬の返還を条件として、生体代金の全額返金、又は代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内に提供）するものとします。売主の判断により、売主の指定する獣医師による再診断（買主負担）を求める事ができるものとします。

免責事項

- ・先天的に脆弱な生体や疾病等のリスクのある生体を買主が予め了承の上購入した場合
- ・売主が契約時に説明していた事項、特記事項として買主が了承した事項について問題が顕在化した場合
- ・アレルギー、停留睾丸、ニキビダニ、軽度の泉門（ペコ）、軽度の膝蓋骨脱臼等の関節疾患、臍・そけいヘルニア、軽度の短頭種症候群等、治療が必要かどうか成長過程で判断する病気や症状の場合
- ・体調不良等の問題が起こった際に速やかに売主に相談せず、若しくは相談時の指示に従わなかった場合
- ・買主が適切な時期に獣医師の診察・治療を受けることを怠った場合
- ・買主以外からの保証請求
- ・買主名義以外の銀行口座への支払請求
- ・保証請求に際して虚偽の申告があった場合
- ・ペット以外の目的で飼養されている場合
- ・連絡先変更の通知がなく、連絡がつかない場合
- ・国外での発症、及び国外からの請求
- ・保証期間外での発症、及び請求可能期間外での請求

10.（転売の禁止）

買主よる、売買する生体の転売を禁止します。万一転売が発覚した場合、売主は買主に対し、生体販売価格の倍額を請求できる事とします。

11.（信頼誠実義務）

本契約書に記載されていない問題が発生した場合には、双方で誠実に協議によって処理することとします。

以下の項目は、法令に基づく、売主から買主への説明事項です。

12.（子犬の特性、状態の概要、及び飼養に当たって知っておくべきこと）

当項の説明は、犬の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号」の規定に基づき、生体売買契約に当たって、特性及び状態に関する説明を行うものです。

子犬の状態

- ・フードを自力で食べることができます。（お引渡し時）
- ・飼養環境の変化や輸送に耐えることができます。（お引渡し時）
- ・契約先のブリーダーや売主が、生まれてから送犬するまでの期間を観察し、健康状態に問題がないことを確認します。
- ・病歴・欠点：現在まで確認されておりません
- ・ワクチン接種状況：1回目接種(6種混合ワクチン)
- ・親及び兄弟の遺伝性疾患：現在まで確認されておりません
- ・特記事項：なし

特性

- ・成犬時の標準体重：3kg前後（個体差があります）
- ・成犬時の標準体高：28cm以下（個体差があります）
- ・平均寿命：10～12年（個体差があります）

適切な飼養環境 / 運動と休息

- ・温湿度は人間と同様の環境においてください
- ・適度な運動（お散歩など）と休息ができる環境に努めてください

主な感染症の種類と予防措置

- ・ジステンパー、犬伝染性肝炎、パルボウイルス等は命にかかわる伝染病です。
- ・混合ワクチンの接種により伝染病を予防願います。
- ・狂犬病の予防接種は狂犬病予防法により、毎年予防注射を受け、お住まいの市区町村に登録する事が義務付けられています。

- ・フィラリア症は犬系状虫（寄生虫）が心臓に寄生する病気ですが、内服薬により予防できます。
- ・各ワクチン接種の時期やフィラリア症予防は最寄りの動物病院へ相談ください。

去勢・不妊手術の効用、時期、費用

- ・避妊手術（メス）は1回目の発情の前に行うと病気予防に効果的と言われています。
- ・施術の時期については、獣医師により判断が異なりますので、良くご相談ください。
- ・費用は動物病院により異なりますが、3万円～5万円程度は必要です。
- ・効用としては、様々な病気からの予防、問題行動の予防、そして発情期の突発的な行動予防があります。
- ・現時点で去勢・不妊手術は実施していません。

13.（受取直後の諸注意）

フードの種類と食べさせ方、受取直後の諸注意

- ・現在食べさせているフードの銘柄及びお引渡し段階での給餌方法は、別途ご案内いたします。生後90日までは湿らせて与えますが、生後90日以降はドライに切り替えます。
- 1日の回数は2回か3回（1日の食べる量が決まっており、それを2回で与えるか3回で与えるかの違い）- 小さなうちは、可能であれば3回)与えてください。
- いつまでも置いたままにするとドッグフードも腐ります。特に夏場はご注意ください。
- また、水は常時飲めるようにし、ミネラルウォーターよりも水道水を与えてください（ミネラル分が多いと尿結石の原因になります）。
- ・ドッグフードを1日に与える量は購入されたフードの袋に記載されている適量を目安に与えてください。軟便が続くようであれば与え過ぎの恐れがあります。少し量を減らして便の状態を確認してく

ださい。

- ・犬用粉ミルクをスプーン一杯程度、たまにフードに混ぜて与えても構いません。これは、サプリメント代わりの意味もありますので食べる悪い時には、混ぜて与えてください。
- ・人間用の牛乳は絶対に与えないでください。軟便・下痢等の原因となります
- ・生後90日目でドライに切り替えるのが一般的ですが、個体により異なります。あくまでも一般的な目安であり、パリパリ食べ、便の調子が良いようであれば、早めにドライに切り替えても問題ありません。
- ・食べが悪い時は、上述のように犬用粉ミルクを混ぜてみたり、肉缶詰を臭い付け程度混ぜたり、鳥のササミなどをボイルしてドライフードに混ぜて与えてください。
- ・フードを変える場合は、最初に今のフードを多目、新フードを少な目にし、徐々にその割合を変えて、新フードに切替えます（先住犬と同一にする場合など）。
- ・健康を見るバロメータは子犬の糞です。糞は硬い（大型犬はやや軟らかめ）のが普通の状態であり、極端に下痢気味の場合（ティッシュで掴めないなど）は至急獣医に見せてください。最初は環境が変わった為に少し軟い場合もありますが、それは気にしなくても問題ありません。
- ・虫下しを飲ませていますが、これが出ないケースがあり環境が変わって動き出して下痢の症状を見せる場合もあります。動物病院でお薬を処方してもらえば、早期に改善できますので慌てないようにしてください。

血統書は発行されるまで、通常引渡しから3ヶ月～6ヶ月程度かかります。

到着後、売主から郵送いたします。

血統書発行団体の手続上、発行が遅延することもあります。

子犬到着後、しつけが始まります。下記に注意事項を記載いたします。

- ・到着後の子犬は疲れています。3日間ほどは我慢してゆっくり休ませてください。
- 遊び過ぎ、かまい過ぎは、子犬にとってストレスとなり、体調を崩す原因になります。
- ・しつけの意味では、ケージから出たがってキャンキャン鳴いても出さないことをお勧めいたします。最初の内は興奮して騒ぎますが、その度に出してしまうと子犬は鳴けば出してもらえると考えます。食後に遊んで上げる時に出してあげるなど、子犬のうちはルールを決めて対応してください。
- ・トイレは位置を決めたら、極力動かさないでください。寝床は狭くて構いません（ケージや運搬用のペットボイジャーなど）。トイレはサークル内に置きますが、寝床から離して広目に確保し、食後にダッコしてそこに連れて行きます。広目にしておくとそこで動く事により、利尿作用が生じます。その内に、自分でそこに移動してトイレを済ませるようになります。
- ・生後約4ヶ月間（歯が生え変わるまで）は、あまがみがあります。その場合、まずは背中をなでるようにし、それから後ろ向きにし、胸と下あごを押さえます。下あごを押さえると噛めない状態になります（マズルコントロール）。それを繰り返す事により、そのうち学習して噛まなくなります。
- ・通常、3日間程度は夜鳴きがあります。しつけをしっかりとりたい場合は、寝室につれていくなど甘やかさず、ゲージの中で過ごさせることをお勧めいたします。
- ・子犬は1日16時間～20時間寝ています。朝晩お帰りになってから時間を決めて遊んであげてください。

生後2ヶ月目と3ヶ月目に獣医に連れて行き混合ワクチンを接種してください。

- ・2ヶ月目のワクチンをブリーダー側で接種している場合は、「ワクチン接種証明書」をお渡しいたします。
- ・生後3ヶ月頃2回目のワクチンを接種してください。接種時期については、前回接種日を基準とし、獣医とご相談ください。「ワクチン接種証明書」に前回の接種日が記載されております。

- ・地域及び獣医によっては生後3回目の接種を行う場合もありますので、動物病院とご相談ください。
- ・料金は地域によって異なりますが8,000円～10,000円程度必要です。
- ・ワクチン接種時に子犬の便を持参して検査していただくことをお勧めいたします。子犬の場合、回虫や原虫がお腹にいるケースがありますので、虫下しなどの処置をご依頼ください。

お散歩やシャワーは初年の最終ワクチンが終わって1週間を目安としてください。ダッコして外に連れて行く場合はそれ以前でも構いません。また、お尻が汚れている場合などは部分洗いや蒸しタオルで拭いてあげる分には構いません。

虫や耳ダニの問題はどんなに気を遣っても完全には駆除できない傾向にあります。仮に発見したら薬投与で排除できますので、慌てずに獣医に相談する等のご対応お願いいたします。

< プライバシーポリシー規定 >

個人情報の利用目的は、受注管理、商品配送、共済加入、入金管理、商品・サービス等のご案内・商品サンプルの送付に限定いたします。

商品配送や保証（共済加入）目的のため、ご連絡先をブリーダー、共済会社、配送業者などの第三者に開示する場合があります。

フード・用品メーカーなどが行なっているサンプル送付などに関して、そのプログラムに参加した場合、お客様の連絡先を開示しフード・用品などを無料にてご提供させていただく場合があります。

有効だと思われる情報や商品をお送りした際に、今後は不要だと思われる場合、お断りのご連絡をいただければ、次回からの送付は致しません。

お客様のご同意なしに、上記利用目的達成に関連しない第三者に、個人情報を提供することは致しません。

飼養承諾

買主は生体の現物を確認し、売主より対面説明を受けた。買主は契約内容、及び以下の15項目について、問題が無い事を確認した。よって両者合意の上売買契約を締結する。

1. 飼養環境に問題はない。（ペット可の住居、近隣に迷惑を掛けないなど）
2. 家族の合意がある。
3. ライフスタイルに合致している。
4. 散歩等、ペットの健全な生活を保つために費やせる時間を確保できる。
5. フード・予防接種・医療費等の生涯費用を確保できる。
6. 最低限のしつけは責任を持って行う。
7. 最低限の病気予防知識を持ち、予防措置及び健康管理を行う。
8. 最後まで責任を持って飼養する。
9. 狂犬病ワクチンを接種の上、保健所に登録し、鑑札や注射済票を付ける。
10. 繁殖する予定がない場合は、避妊・去勢を検討する。
11. 予防接種やその際の簡単な健康診断、フィラリア対策は必ず毎年実施する。
12. 引越しする場合は、ペットを飼養する事が許可された住居を探す。
13. 健康に異常を感じた時は、動物病院での検査・治療を受けさせる。
14. ペットの医療費は高額である事を認識し、必要に応じてペット保険への加入も検討する。

15. 迷子になった時は、至急に所轄の動物愛護センターに連絡する。

以上、契約の証として、本契約書を各自一通保有する。

契約日： 年 月 日

売主： アットワン

代表者：磯田 誠

〒599-8234 大阪府 堺市中区土塔町105-20

電話：072-350-8462

動物取扱業登録番号：堺市指令動指 第0425号

動物取扱責任者名：磯田 誠

買主：

郵便番号 ：

住所 ：

メール ：

電話 ：